

平成21年3月31日付「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～当面の検討結果の取りまとめ～」についての意見

2009年4月24日

2009年11月11日追記

地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人、〇〇〇〇

●地下鉄サリン事件被害者の会としては、時効にかかるオウム事件について挙げると、現在、平田信（公証役場事務長逮捕監禁致死事件）、高橋克也（地下鉄サリン事件、公証役場事務長逮捕監禁致死事件）、菊地直子（地下鉄サリン事件）が逃亡中で、捜査にご尽力いただいているところです。殺人、殺人未遂という罪状から、地下鉄サリン事件被害者の会としては、公訴時効15年の廃止と、遡及適用を要望します。

#### 第4 検討を要する主要な論点等（10ページ）

##### 1 検討を要する主要な論点

###### （1）公訴時効制度の改正の必要性について

後記2

###### （2）証拠の散逸、被告人の防御との関係について

●警察には、初期の段階でしっかり捜査して物的証拠を確保してほしいです。証拠が散逸し、訴追や正しい裁判を行うことが困難になるとは言え、実施している諸外国に学んで、日本でも実施してください。

###### （3）被告人の事実状態の尊重との関係

●地下鉄サリン事件の実行犯・林泰男死刑囚は、事件から1年8ヶ月後に逮捕されました。逃亡している間、段ボール箱を仏壇に見立て死亡者を供養していたと証言（供述）していましたが、控訴審の法廷で裁判官に「あなたは被害者に謝罪の手紙を書いていませんね」と尋問され、「きちんとした説明ができるようにならないと書けない」と答えました。続いて裁判官は、「亡くなった人の気持ち、家族の気持ちを考えれば、自分が納得するかどうかはともかく謝罪の手紙を出さないのは自己保身ではないか」と言いました。

林泰男死刑囚がすべての被告人を代表しているということではありませんが、逃亡中に犠牲者の供養や謝罪をしているという被告人の独りよがりや、逃亡者の肩身の狭さや心の痛みが社会的制裁を受けているという事実を尊重せよとの考え方は、殺人を犯した罪の代償とするにはあまりにも軽すぎます。

###### （4）処罰感情等の希薄化との関係

●時と共に処罰感情が薄れるとか、平均年令の延びから希薄化の度合いが低下しているとか、全くナンセンスな根拠です。

社会一般の処罰感情が希薄化するかどうか、既に遺族になった者からは客観視することはできませんが、家族が殺されたことによる遺族の精神的、経済的、時には身

体的損害の被害回復が、その正当な対象である加害者からなされなければ、遺族の処罰感情は被害直後から変わることはありません。精神的被害回復とは加害者が処罰されることであり、経済的被害回復とは損害賠償が実行されることであり、身体的損害の回復とは、ストレスからくる様々な症状です。

犯罪被害者等基本法が制定されたことによって、再び平穏な生活を営むことができるように様々な支援が受けられるようになりました。しかし、実際に平穏な生活ができるようになるかどうかの大きな要因は、加害者が処罰されることにあります。

公訴時効制度の趣旨(3ページ)に書かれていることは、②の社会一般とは別に、当事者である被害者遺族に関しては、処罰感情は、犯人が逮捕されたか、起訴されたか、犯人の反省や謝罪があったか等が、その変化する一因になり得ますが、③にあるような「希薄化する」というのは、犯人が特定されないとか、逮捕されないとか、処罰されることがなければむしろ書かれていることは間違った認識で、増大こそすれ、減少することはありません。

(09年11月11日追記)

先日、11月6日にサリン撒布実行犯の豊田、広瀬両被告の最高裁上告棄却判決がありました。一人の遺族は、「被告が死刑になって初めてその親は、私の子どもを亡くした苦しみがわかるだろう」と言いました。地下鉄サリン事件から14年8ヶ月の遺族の感情です。大事な家族を殺されるという経験の無い人に、“遺族の処罰感情が希薄化する”などという根拠なき断定をしてほしくありません。

(5) 公訴時効制度を見直す場合の方法、対象範囲  
後記3

(6) 現に時効が進行中の事件の取扱い  
後記5

(7) 刑の時効との関係

## 2 公訴時効制度の改正の必要性

●地下鉄サリン事件を含むオウム事件の死刑にあたる重大事件については、犯人が逮捕されれば死刑で、犯人が逮捕されずに15年で時効が成立すれば処罰されずに、あたかも罪を犯さなかったかのような社会生活ができるということです。

それは、被害者が生きる権利を奪われ、遺族が悲惨な事実を一生抱えることになって、更には遺族が自ら被害回復のために困難な局面を乗り越えなければいけない現実を考えれば、あまりに不条理としか言いようがありません。

また、死刑宣告を受けた共犯者とはあまりにも不公平があります。

●平成16年(2004年)の刑訴法改正で公訴時効についても改正されましたが、それには被害者や遺族の意見が反映されているとは思えませんし、犯罪被害者等基本法の理念に沿っているとも思えません。

刑法犯の時効完成数は年々増加していますが、これは刑罰を受けていない犯罪者が社会に増え続けていることであり、これでは社会の安心安全が保てるとはいえません。従って、ここで再度適切に見直す必要があります。

●公訴時効完成後に犯人が判明した事件について(9ページ)、(1)の31年前の殺人で遺族の損害賠償請求訴訟がどのような判決になるか注目したいが、人の死亡に関する犯罪では、公訴時効、損害賠償訴訟の除斥期間が被害者遺族の被害回復を阻害することがないような制度に改めてほしいです。

### 3 考えられる方策

#### (1) 公訴時効の廃止

●死亡を伴う犯罪について公訴時効を廃止する方策を支持します。

●犯人については、処罰されない限り、永久に犯罪者であっても仕方ありません。

●捜査資源については、犯人が生存し得ない80年後、90年後等を設定すればよいと思います。

#### (2) 公訴時効期間の延長

●延長については考えていませんが、もし採用するとしたら、80年、90年とすれば良いと思います。

#### (3) DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度

●DNA型情報がある被告人が特定されないで起訴されても、被害者遺族には事件に関する何の情報(反省、謝罪、改悟)も得られず、無意味のような気がします。

#### (4) 検察官の裁判所に対する請求により公訴時効を停止(延長)させる制度

#### (5) その他

●公訴時効完成が切迫している時点で捜査機関が犯人を逮捕した場合等において、特別な扱いをすることについて、ご検討いただきたいと思います。

### 4 対象犯罪の範囲

A 殺害について故意がある犯罪(殺人、強盗殺人など)

B 死刑にあたる罪(A, 現住建造物等放火など)

C 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪(A, 傷害致死、危険運転致死など)

D 人を死亡させた罪(A, C, 自動車運転過失致死など)

●図示されたBは、A, C, Dと重なっているが、Bは、Aとしか重ならないのではないのでしょうか?

●犯罪被害者等基本法は、自動車による死亡事故も対象になっていることから、人を死亡させた犯罪に関しては、時効を廃止するよう検討してほしいです。

その場合、公訴時効完成数(9ページ)には自動車による業過失致死傷は含まれていないので、どの程度、対象範囲が広がるのかわかりませんが、それを考慮して検討してほしいです。

凶悪・重大犯罪以外の犯罪についても、公訴時効の在り方が問題となり得るとの指摘もある。

●必要に応じて検討してほしいです。

●私は司法解剖を実施される死亡者の遺族に対する対応の改善を求めて要望書を出させていただいていることもあり、死因究明についても触れさせていただきます。死因がわからないまま、病気、自殺、単独の交通事故等として処理され、犯罪が発覚していない、あるいは犯罪として認識されていない死亡や傷害もあります。

早期に死因究明されなかった例では、パロマ工業製ガス湯沸器による一酸化炭素中毒事故があります。経産省の平成18年7月14日発表では、平成5～17年に17件の事故が発生し、15人が死亡、19人が重軽症を負いました。【警視庁は(平成19年10月に)平成17年11月に起きた公訴時効を迎えていない唯一のケースについて書類送検し、平成20年12月18日に初公判が開かれました。】当初から死因究明が適切になされていれば、これほど多くの犠牲者が出ることはありませんでした。また、時津風部屋力士暴行死事件も、警察の怠慢とも言えるずさんな死因究明だったために、あやうく犯罪が見過ごされるところでした。

このように、殺人、放火、強盗、強姦などに限らず、様々な犯罪が発覚していないことも少なくないと思います。

人が死亡したとき、死因が分からない場合は、解剖など必要な医学検査や捜査を尽くして、犯罪を見逃すことがないように、また同種の犯罪防止に努めていただきたいのです。

事件や事故が繰り返された結果、あるいは解剖などの捜査が不十分だったために、犯罪の発覚が遅れ、公訴時効の壁に阻害されることがないようにしてください。犠牲者の権利擁護の点からも、遺族が悔しい思いをすることがないようにお願いします。

## 5 現に時効が進行中の事件の取扱い(遡及適用)

●法律が制定され、あるいは改正されるとき、その必要性を訴えるのは、一番の体験者である被害者遺族ですが、残念なことにこれまで全く遡及適用されていません。しかし、被害者遺族の立場になって初めて知る理不尽な制度や環境を少しでも改善できればと思いますし、新しい被害者遺族が同じ辛苦を味わうことがないようにと、被害者遺族は必死で訴えてきました。その苦勞が自分たちに報われる可能性がないことも承知しながらですが、常に過去の被害者遺族が除外され続けるのであれば、犯罪被害者等基本法に定められた被害回復の機会(最大の権利実現である刑事司法への参加など)の実現からも遠ざけられることとなります。また、これが繰り返されるようであれば、被害者遺族が泣き寝入りを強いられる状況と変わらないのではないのでしょうか。

●公訴時効が完了している事件に関して遡及適用されないというのは理解できます。

●時効が進行中というのは、刑事裁判による犯罪事実が明らかにされず、事件が解決していないということであり、時効を見直してほしいという要望や世論が盛り上がっている時期は、社会的に今なお犯罪が見逃されていたり、犯人が逮捕されていない不安や恐怖が充満していることを表しています。犯人が逮捕されていない事件について、今後の時効制度の見直し方策が遡及適用されるべきです。

以上です。